

12月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です

納税の公平と税収の確保を図るため、12月を「県内一斉地方税滞納整理強化月間」として、栃木県と協働して県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

市民税・県民税について

市県民税滞納整理を強化すべき案件については、地方税法第48条により県に徴収の引継ぎを行い、より一層の滞納解消を図っています。また、特別徴収義務者に指定された事業所は、従業員の方の給与から市県民税を徴収し下野市へ納入することとなっています。もし、特別徴収義務者が市県民税を納入しない場合、従業員の方の市県民税の納付が未納となり、従業員の方が不利益を被ることがあります。納入書がなく納められない場合は、税務課にご連絡ください。また、従業員の方の退職により給与から特別徴収できない場合は「給与所得者異動届出書」を提出してください。

市税等徴収率

市の徴収率は、県内でも上位に位置していますが、一部の滞納が全体の徴収率を引き下げる結果になっています。納税の公平を図るとともに保険制度の適正な運営に資するため、納付催告および滞納処分により徴収率の向上を図っています。

平成29年度実績（現年度分）

個人市民税	99.3%
法人市民税	99.7%
固定資産税	99.0%
軽自動車税	97.5%
都市計画税	99.1%
国民健康保険税	93.9%
介護保険料	99.2%
後期高齢者医療保険料	99.6%

滞納処分の実績

平成29年度実績	
・納付催告	5,444件
・財産調査	41,044件
・差押	327件
(内訳) 給料69件、預貯金114件、生命保険57件、売掛金・報酬3件、還付金37件、不動産8件、その他39件	
・換価	628件 3,654万円

税を滞納すると…

1 督促状が送られます

納期限を一定期間過ぎると督促状を発送します。本税のほかに督促手数料100円を納める必要があります。また督促後10日を経過してなお納付が無い場合は差し押さえをしなければならぬと法律に定められています。

2 財産の調査を行います

取り立てや換価が容易な債権である給与、年金、売掛金、預貯金、生命保険等の調査を速やかに行います。勤務先や取引相手または金融機関等に滞納が知られます。債権が無い場合は不動産、または家宅捜索等により自動車、動産の調査も行います。

3 差し押さえを執行します

事前の予告は行いませんので、ある日突然差し押さえが行われます。滞納整理は、法律に基づき、市（徴税吏員）に自力執行権が与えられており、裁判所の命令や令状を要せずに捜索や差し押さえをすることができます。これは、税が法律に基づき公平に課され、他の債権に優先して徴収するものと法律で定めているからです。

特別な事情がある場合は、すぐに納税相談を

災害や盗難、急な疾病や負傷、事業の廃止等により、本来の納期限までに納付ができない場合は、納税を猶予（納期限を遅らせる、分割回数を増やす等）できると法律で定めています。滞納になる前に、まずご相談ください。

税金の納付を後回しにしていますか？

住宅や自動車のローン、消費者金融の返済等を優先して滞納をしている方がいます。

しかし、自身の財産取得や資産形成に伴う返済であり、納税の公平性に反するので認められません。返済計画の見直し等を行い滞納の解消及び納期内納付をする必要があります。

市からの納税通知には必ず目を通しましょう

「自分は年金天引き」、「自分は国保に入っていない」と思って通知を確認せず、督促状が届いて初めて自分が滞納していることに気付く方がいます。市からの納税通知には必ず目を通しましょう。

納期内納付を守りましょう

すべての納税者の方が、納期内納付をしていたら、滞納整理にかかる経費が不要になります。その分の財源や人員を他の行政サービスに充てられれば、下野市は他に誇れる「住みよい街」になるはずで、市役所や銀行窓口の他、口座振替、コンビニ納付等生活様式の変化に合わせた様々な納付方法がありますので、ご利用ください。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8893